

○障害学生支援機器の利用基準（教育推進機構学生特別支援室）

（趣旨）

第1条 この基準は、弘前大学教育推進機構学生特別支援室（以下「支援室」という。）が保有している障害学生支援機器（以下「支援機器」という。）の貸出・利用に関し必要な事項を定める。

（貸出対象）

第2条 支援機器の貸出対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）本学の学生
- （2）本学の教員
- （3）本学の職員
- （4）その他学生特別支援室長が適当と認める者

（貸出の範囲）

第3条 支援機器は、次の各号に掲げる場合に貸出できるものとする。

- （1）本学の学生が修学等の目的で利用する場合
- （2）本学の教員が授業等の目的で利用する場合
- （3）本学の職員が障害学生を支援する目的で利用する場合
- （4）その他学生特別支援室長が適当と認めた場合

（貸出期間）

第4条 支援機器の最大貸出期間は、貸出日から3ヵ月とする。ただし、学生特別支援室長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（貸出手続き）

第5条 支援機器の利用を希望する者（以下「利用者」という。）は、本基準を承諾の上、支援機器・物品等利用申請書を提出することにより、支援機器利用の手続き（以下「手続き」という。）を行わなければならない。

（貸出許可）

第6条 学生特別支援室長及び学生特別支援室コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、前条の手続きがあったときは、その利用目的等を審査し、適当と認めるものについて、貸出を許可する。

(貸出日時の変更等)

第7条 利用者は、貸出の許可を受けた後において利用目的、貸出期間等の変更、又は利用を中止しようとするときは、速やかに手続きを再度行わなければならない。

(貸出許可の取り消し等)

第8条 学生特別支援室長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、貸出の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) 本学において利用する特別な事情が生じたとき。
- (2) 利用者が本基準及び貸出許可の条件に違反したとき。
- (3) 支援機器・物品等利用申請書の記載事項が事実と反したとき。

2 前項により貸出の許可を取り消し、又は利用を中止させたことによって、利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 利用者は、本基準を遵守するとともに、支援機器の保全に努めなければならない。

(返却)

第10条 利用者は、貸出期間が終了したときは、速やかに返却しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失により支援機器を破損、汚損、紛失した場合は、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(免責事項)

第12条 支援機器の利用により、利用者に損害が生じた場合、本学は一切の責を負わないものとする。

(事務)

第13条 支援機器の管理及び運営に関する事務は、学生特別支援室において処理する。

附 則

この基準は令和4年10月1日から施行する。